

議案第 67 号

取手市行政組織条例の一部を改正する条例について

取手市行政組織条例（昭和 47 年条例第 16 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

こども部を創設してこどもに関連する業務の集約化を行うとともに、福祉部と健康増進部を健康福祉部に再編成することにより、市のこども施策の更なる推進、及び福祉部門と健康部門との連携強化を図り、行政課題に対してより効果的に対応する体制を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市行政組織条例の一部を改正する条例

取手市行政組織条例（昭和47年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により,市長の権限に属する事務を分掌させるため,次の部を置く。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 健康福祉部</u></p> <p><u>(5) こども部</u></p> <p>(6)から(8)まで (略)</p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は,次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>健康福祉部</u></p> <p>アからエまで (略)</p> <p>オ <u>保健推進に関すること。</u></p> <p>カ <u>健康づくりに関すること。</u></p> <p>キ <u>国民健康保険に関すること。</u></p> <p>ク <u>後期高齢者医療に関すること。</u></p> <p>ケ <u>国民年金に関すること。</u></p> <p><u>(5) こども部</u></p> <p>ア <u>児童福祉に関すること。</u></p> <p>イ <u>子育て支援に関すること。</u></p> <p>(6)から(8)まで (略)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により,市長の権限に属する事務を分掌させるため,次の部を置く。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 福祉部</u></p> <p><u>(5) 健康増進部</u></p> <p>(6)から(8)まで (略)</p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は,次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>福祉部</u></p> <p>アからエまで (略)</p> <p>オ <u>児童福祉に関すること。</u></p> <p><u>(5) 健康増進部</u></p> <p>ア <u>保健推進に関すること。</u></p> <p>イ <u>健康づくりに関すること。</u></p> <p>ウ <u>国民健康保険及び国民年金に関すること。</u></p> <p>エ <u>後期高齢者医療に関すること。</u></p> <p>(6)から(8)まで (略)</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(取手市地域医療審議会条例の一部改正)

2 取手市地域医療審議会条例(昭和51年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第10条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第10条 審議会の庶務は、 <u>健康増進部</u> において処理する。

(取手市成年後見制度利用促進審議会条例の一部改正)

3 取手市成年後見制度利用促進審議会条例(平成30年条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>福祉部</u> において処理する。